

新型コロナウイルス感染症対策

経営安定関連保証

(セーフティネット保証4号・5号)

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
制度概要	幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(5号と同枠)で借入債務を保証します。 (売上高が前年同期比20%以上減少等の場合)	特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(4号と同枠)で借入債務を保証します。 (売上高が前年同期比5%以上減少等の場合)
保証限度額	2億8,000万円(一般保証枠とは別枠)	
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金) ※セーフティネット4号は、 借換のみ (但し、借換資金に追加融資資金を加えることは可能)	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)	
貸付利率	金融機関所定利率	
保証人	必要に応じて徴求することとする	
保証料率	0.9%(責任共有制度対象外)	0.8%(責任共有制度対象)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の提出が必要です。(認定書につきましては、各市町村の担当にお問い合わせください。)	
指定期間等	全都道府県 が指定されております。 ＜指定期間＞ 令和2年2月18日 ～令和6年6月30日まで	指定業種は当協会・経済産業省・中小企業庁ホームページをご確認ください。 514業種 が指定されています。 ＜指定期間＞ 令和6年4月1日 ～令和6年6月30日

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<https://cgc-yamanashi.or.jp>

